



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成21年 5 月 1 日金曜日 第2061号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の

指定等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....10

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 5 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(委任)</p> <p>第 2 条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(4)の 2 法第18条第 3 項(法第29条第 8 項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。</p> <p>(5)～(6) 省略</p> <p>(6)の 2 法第29条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく有料老人ホームの設置、変更、廃止又は休止の届出の受理に関する事。</p> <p>(7) 法第29条第 7 項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>(7)の 2 法第29条第 9 項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関する事。</p> <p>(有料老人ホーム設置届書等)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 法第29条第 2 項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届書(様式第44号) _____ を提出することによつて行わなければならない。</p> <p>3 法第29条第 3 項の規定による届出は、<u>有料老人ホーム廃止(休止)届出書(様式第45号)</u>を提出することによつて行わなければならない。</p> <p>様式第45号(第29条関係) 有料老人ホーム廃止(休止)届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">有料老人ホーム廃止(休止)届出書</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>廃止(休止)の理由</td><td>省略</td></tr> </table>	有料老人ホーム廃止(休止)届出書		省略		省略		廃止(休止)の理由	省略	<p>(委任)</p> <p>第 2 条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(4)の 2 法第18条第 3 項(法第29条第 7 項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。</p> <p>(5)～(6) 省略</p> <p>(6)の 2 法第29条第 1 項及び第 2 項 _____ の規定に基づく有料老人ホームの設置等 _____ の届出の受理に関する事。</p> <p>(7) 法第29条第 6 項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>(7)の 2 法第29条第 8 項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関する事。</p> <p>(有料老人ホーム設置届書等)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 法第29条第 2 項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届書(様式第44号)又は有料老人ホーム廃止届出書(様式第45号) _____ を提出することによつて行わなければならない。</p> <p>様式第45号(第29条関係) 有料老人ホーム廃止届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">有料老人ホーム廃止届出書</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>廃止 _____ の理由</td><td>省略</td></tr> </table>	有料老人ホーム廃止届出書		省略		省略		廃止 _____ の理由	省略
有料老人ホーム廃止(休止)届出書																	
省略																	
省略																	
廃止(休止)の理由	省略																
有料老人ホーム廃止届出書																	
省略																	
省略																	
廃止 _____ の理由	省略																

省略	
廃止（休止）しようとする年月日	省略
休止の予定期間	（廃止する場合にあつては、記載の必要はない。）

注 不要の文字は、抹消すること。

省略	
廃止しようとする年月日	省略

（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）
第2条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（書類の様式）			（書類の様式）		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、第136条第1項、第138条第1項、 <u>第140条の3第1項、第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の8第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書</u>	省略	1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、第136条第1項、第138条第1項、 <u>第140条の2第1項、第140条の3第1項、第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の8第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項及び第140条の13第1項の申請書</u>	省略
2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第3項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第125条第3項、第132条第2項、第134条第2項、第136条第3項、第138条第2項、 <u>第140条の3第3項、第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の8第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3項の申請書</u>	省略	2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第3項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第125条第3項、第132条第2項、第134条第2項、第136条第3項、第138条第2項、 <u>第140条の2第3項、第140条の3第3項、第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の8第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項及び第140条の13第3項の申請書</u>	省略
3	省令第129条、第130条、 <u>第140条の20及び第140条の21の申出書</u>	省略	3	省令第129条、第130条、 <u>第140条の17及び第140条の18の申出書</u>	省略
4	省略		4	省略	
（手続の方法）			（手続の方法）		
第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。			第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条及び第	指定事項等変更届出書（様式第5	1	法第75条、第82条_____、第89条、第99条_____、第111条及び第	変更届出書_____（様式第5

	115条の5第1項の規定による指定に係る事項等の変更の届出	号)
2	法第75条、第82条、第99条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	廃止(休止・再開)届出書(様式第6号)
3	法第91条又は第113条の規定による法第48条第1項第1号又は同項第3号の指定の辞退	指定辞退届出書(様式第7号)
4	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書(様式第8号)
5	法第95条第1項及び第2項の承認の申請	介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第9号)
6	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第10号)
7	法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第11号)
8	法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出	業務管理体制変更届出書(様式第12号)

	115条の5 _____ の規定による _____ 変更の届出	号)
2	法第91条又は第113条の規定による法第48条第1項第1号又は同項第3号の指定の辞退	指定辞退届出書(様式第6号)
3	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書(様式第7号)
4	法第95条第1項及び第2項の承認の申請	介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第8号)
5	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第9号)
6	省令第131条第3項、第133条第2項及び第140条の19第3項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	廃止(休止・再開)届出書(様式第10号)

(公 示)

第4条 法第78条、第85条、第93条、第115条及び第115条の9の規定による公示は、法第78条各号、第85条各号、第93条各号、第115条各号及び第115条の9各号の措置に係る事業者又は施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業者番号
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者の名称及び主たる事務所の所在地(当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)
- (3) サービスの種類
- (4) 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (5) 指定、届出、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止処分に係る年月日
- (6) 指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合にあっては、その効力を停止した範囲及びその期間

第5条 知事は、法第94条第1項の許可をしたとき、又は法第104条第1項の規定により法第94条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて許可の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨及び次に掲げる事項について公示するものとする。

- (1) 介護保険事業者番号
- (2) 介護老人保健施設の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) サービスの種類
- (4) 介護老人保健施設の名称及び所在地

(市町村等への情報提供)

第4条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。)、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条本文の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

第5条 省略

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略

注1~5 省略

6 「実施事業」の欄は、今回指定等の申請をしようとする事業及び既に指定等を受けている事業について、該当する欄に を記入すること。この場合において、介護保険法(平成9年法律第123号)第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。)、介護保険施行法(平成9年法律第124号)第4条本文、第5条本文、第7条若しくは第8条第1項又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条本文の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「みなし」と記入すること。

7~10 省略

別紙1~別紙4 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

Table with columns for '省略', '事業種別', '提供する居宅療養管理指導等の種類', and '従業者の職種及び員数'. Includes sub-tables for staff types like 医師, 歯科医師, 薬剤師, etc.

(5) 許可若しくは許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止処分の年月日

(6) 許可の全部若しくは一部の効力を停止した場合にあっては、その効力を停止した範囲及びその期間

(市町村等への情報提供)

第6条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の10において準用する場合を含む。)、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

第7条 省略

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略

注1~5 省略

6 「実施事業」の欄は、今回指定等の申請をしようとする事業及び既に指定等を受けている事業について、該当する欄に を記入すること。この場合において、介護保険法(平成9年法律第123号)第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の10において準用する場合を含む。)、介護保険施行法(平成9年法律第124号)第4条本文、第5条本文、第7条若しくは第8条第1項又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「みなし」と記入すること。

7~10 省略

別紙1~別紙4 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

Table with columns for '省略', '事業種別', '提供する居宅療養管理指導等の種類', and '従業者の職種及び員数'. Includes sub-tables for staff types like 医師, 歯科医師, 薬剤師, etc.

非常勤 (人)						
省略						

注 省略

別紙6～別紙16 省略

付表 省略

様式第5号(第3条関係) 指定事項等変更届出書

非常勤 (人)						
省略						

注 省略

別紙6～別紙16 省略

付表 省略

様式第5号(第3条関係) 変更届出書

様式第10号を削る。

第3条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第7号 省略	様式第6号 省略
様式第8号 省略	様式第7号 省略
様式第9号 省略	様式第8号 省略
様式第10号 省略	様式第9号 省略

第4条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第3条関係) 廃止(休止・再開)届出書

廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設(事業)者

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

	介護保険事業者番号									
事業所又は施設	名 称									
	所在地									
廃止、休止又は再開の別	<p style="text-align: center;">廃 止 休 止 再 開</p>									
廃止し、若しくは休止しようとする年月日又は再開した年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>									
廃止し、又は休止しようとする理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置(廃止し、又は休止しようとする場合にのみ記入してください。)										
休 止 予 定 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>									

- 注1 開設(事業)者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 3 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第114条から第116条まで、第119条から第125条まで、第132条、第140条の3から第140条の5まで及び第140条の8から第140条の14までに規定する当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第11号（第3条関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

業務管理体制整備（区分変更）届出書

発第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

開設（事業）者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）



開設（事業）者（法人）番号

1 届出の内容

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第2項関係（整備）

介護保険法第115条の32第4項関係（区分の変更）

2 開設 (事業) 者	フリガナ					
	名					
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号)				
		(ビルの名称等)				
	連 絡 先	電話番号			FAX番号	
法人の種別						
代表者の職名、氏名及び生年月日	職名		フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日	
代表者の住所	(郵便番号)					
	(ビルの名称等)					

3 事業所又は施設の名称等及び所在地	事業所又は施設の名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関等コード）	所 在 地
		年 月 日		
		年 月 日		
	計 箇所			

4 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生 年 月 日
			年 月 日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（別紙のとおり。）	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要（別紙のとおり。）	

5 区分 変更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課					
	開設（事業）者（法人）番号					
	区 分 変 更 の 理 由					
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課					
	区分が変更された日	年 月 日				

注1 開設（事業）者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。
- 4 「法人の種別」の欄は、届出者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人又は株式会社等の別を記入すること。
- 5 「事業所又は施設の名称等及び所在地」の欄及び「区分変更の理由」の欄に書ききれない場合は、別紙に記載し添付すること。
- 6 介護保険法施行規則第140条の40第1項第3号又は第4号の規定に基づく届出事項がある場合は、関係する書類を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第3条関係） 業務管理体制変更届出書

業務管理体制変更届出書

発第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

開設（事業）者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

開設（事業）者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- 1 法人の種別又は名称（フリガナ）
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号又はFAX番号
- 3 代表者氏名（フリガナ）又は生年月日
- 4 代表者の住所又は職名
- 5 事業所又は施設の名称等又は所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）又は生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 内 容

（変更前）

（変更後）

注1 開設（事業）者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 「変更があった事項」の欄は、該当する項目の番号に を付すること。

3 「変更内容」の欄に書ききれない場合は、変更前及び変更後の対照関係が明らかとなるよう別紙に記載し添付すること。

4 事業所又は施設の名称等又は所在地に変更があった場合は、指定等を受けた事業所の合計数並びに追加し、又は廃止した事業所の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）及び所在地を記入すること。

5 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要又は業務執行の状況の監査の方法の概要を追加する場合は、関係する書類を添付すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 5月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第5(第4条関係)					別表第5(第4条関係)						
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 種 類 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 種 類 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
			部 長	局 長	課 長				部 長	局 長	課 長
保 健 福 祉 課	1～16 省略					保 健 福 祉 課	1～16 省略				
	17 介 護 保 険 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				17 介 護 保 険 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者に限る。)に係る業務管理体制の整備に関すること。									
		(1) 報告の徴収及び立入検査(第115条の33第1項)			—						
		(2) 報告の徴収及び立入検査の要請(第115条の33第3項)			—						
		(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理(第115条の33第4項)			—						
		(4) 勧告(第115条の34第1項)			—						
		(5) 勧告に従わない旨の公表(第115条の34第2項)			—						
		(6) 措置命令(第115条の34第3項、第4項)		—							
		(7) 措置命令に係る公示(第115条の34第4項)			—						
	(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理(第115条の34第5項)			—							

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
長 寿 介 護 課	1 省 略					1 省 略					
	2 老 人 福 祉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				2 老 人 福 祉 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 有料老人ホームに対する改善命令に係る公示（第29条第10項）				2 有料老人ホームに対する改善命令に係る公示（第29条第9項）					
		3～5 省略				3～5 省略					
	3 介 護 保 険 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～5 省略				3 介 護 保 険 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～5 省略				
		6 指定試験実施機関に関すること。				6 指定試験実施機関に関すること。					
		(1) 指定（第69条の27第1項、政令第35条の9第3項）				(1) 指定（第69条の27第1項、政令第35条の3第3項）					
		(2)～(4) 省略				(2)～(4) 省略					
		(5) 指定の取消し（政令第35条の9第2項、第3項）				(5) 指定の取消し（政令第35条の3第2項、第3項）					
		7 指定研修実施機関に関すること。				7 指定研修実施機関に関すること。					
		(1) 指定（第69条の33第1項、政令第35条の10第3項）				(1) 指定（第69条の33第1項、政令第35条の4第3項）					
(2)・(3) 省略					(2)・(3) 省略						
(4) 指定の取消し（政令第35条の10第2項、第3項）					(4) 指定の取消し（政令第35条の4第2項、第3項）						
8 指定居宅サービス事業者に関すること。					8 指定居宅サービス事業者に係る公示（第76条の2第4項、第78条）					—	
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第75条の2第1項）			—								
(2) 公示（第76条の2第4項、第78条）			—								
9 指定地域密着型サービス事業者に関すること。											
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第78条の6第2項）			—								
10 指定居宅介護支援事業者に関すること。				9 指定居宅介護支援事業者に係る公示（第83条の2第4項、第85条）					—		
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第82条の2第1項）			—								
(2) 公示（第83条の2第4項、第85条）			—								
11 指定介護老人福祉施設に関すること。				10 指定介護老人福祉施設に係る公示（第93条）					—		

(4) 勧告（第115条の34第1項）			—
(5) 勧告に従わない旨の公表（第115条の34第2項）			—
(6) 措置命令（第115条の34第3項、第4項）	—		
(7) 措置命令に係る公示（第115条の34第4項）			—
(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の34第5項）			—
18 介護サービス情報の公表に関すること。			
(1) 報告の受理（第115条の35第1項）			
(2) 報告に関する計画の策定及び公表（政令第37条の2第1項、第3項）			
(3) 調査の実施（第115条の35第2項）			
(4) 公表（第115条の35第3項）			
(5) 報告等_____の命令（第115条の35第4項、第5項）			
(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等（第115条の35第6項、第7項）			
19 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。			
(1) 指定（第115条の36第1項、政令第37条の4第1項）			
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の40第1項）			
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の41、政令第37条の9）			
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の4第2項、第3項）			
(5) 調査事務に関する計画の策定（政令第37条の5第1項）			—
(6) 調査事務の方法の改善命令____（政令第37条の5第3項）			
(7) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第37条の6）			
(8) 改善命令（政令第37条の8）			
(9) 指定の取消し等（政令第37条の10）			
20 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。			

14 介護サービス情報の公表に関すること。			
(1) 報告の受理（第115条の29第1項）			
(2) 報告に関する計画の策定及び公表（政令第37条の5_____）			
(3) 調査の実施（第115条の29第2項）			
(4) 公表（第115条の29第3項、政令第37条の18第1項、第2項）			
(5) 報告又は報告内容の是正の命令（第115条の29第4項、第5項）			
(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等（第115条の29第6項、第7項）			
15 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。			
(1) 指定（第115条の30第1項、政令第37条の8第1項）			
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の34第1項）			
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の35、政令第37条の12）			
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の8第2項、第3項）			
(5) 調査事務の実施又は改善の命令（政令第37条の9第3項）			
(6) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第37条の10）			
(7) 適合命令（政令第37条の11）			
(8) 指定の取消し等（政令第37条の13）			
16 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。			

(1) 指定（第115条の42第1項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の40第1項、第115条の42第3項）				
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の41、第115条の42第3項、政令第37条の9、第37条の11）				
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11）				
(5) 情報公表事務の方法の改善命令（政令第37条の5第3項、第37条の11）				
(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令（政令第37条の6、第37条の11）				
(7) 改善命令（政令第37条の8、第37条の11）				
(8) 指定の取消し等（政令第37条の10、第37条の11）				
21 介護保険事業支援計画等に関する こと。				
(1) 市町村介護保険事業計画に対する 意見の通知（第117条第7項）				
(2) 都道府県介護保険事業支援計画 の策定（第118条第1項、第6項）				
(3) 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 国民健康保険団体連合会に対する 監督等に関すること。				
(1) 報告の徴収等（第198条、国民 健康保険法第106条）				
(2) 監督（第198条、国民健康保険 法第108条）				
27 省略				
28 省略				
29 福祉用具専門相談員指定講習に 関すること。				
(1) 指定（政令第3条の2第1項第 10号）				
(2)～(5) 省略				
30 介護サービス情報の公表に係る指 定調査機関の調査員に関すること。				

(1) 指定（第115条の36第1項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の34第1項、第115条の36第3項）				
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の35、第115条の36第3項、政令第37条の12、第37条の15第2項）				
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の8第2項、第3項、第37条の15第2項）				
(5) 情報公表事務の実施又は改善の命令（政令第37条の9第3項、第37条の15第2項）				
(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令（政令第37条の10、第37条の15第2項）				
(7) 適合命令（政令第37条の11、第37条の15第2項）				
(8) 指定の取消し等（政令第37条の17）				
(9) 県による情報公表事務の実施に係る 公示（政令第37条の18）				—
17 介護保険事業支援計画等に関する こと。				
(1) 市町村介護保険事業計画に対する 意見の通知（第117条第6項）				
(2) 都道府県介護保険事業支援計画 の策定（第118条第1項、第5項）				
(3) 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 国民健康保険団体連合会に対する 監督等に関すること。				
(1) 報告の徴収等（第198条、国民 健康保険法第108条）				
(2) 監督（第198条、国民健康保険 法第109条）				
23 省略				
24 省略				
25 福祉用具専門相談員指定講習会に 関すること。				
(1) 指定（政令第3条の2第1項第 9号）				
(2)～(5) 省略				
26 介護サービス情報の公表に係る指 定調査機関の調査員に関すること。				

	(1) 調査員養成研修の実施（政令第37条の7第1項）				
	(2) 登録（政令第37条の7第1項）				
	(3) 調査員登録証明書の作成及び交付（政令第37条の7第2項）				
	(4) 登録の消除（政令第37条の7第3項）				
	(5) 調査員養成研修を行う者の指定（政令第37条の7第1項、第6項）				
	(6) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し（政令第37条の7第5項、第6項）				
4～25 省略					

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第3（第4条関係）					別表第3（第4条関係）						
局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		組織名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			局 長	専 決 者				局 長	専 決 者		
地域福祉課	1～8 省略				地域福祉課	1～8 省略					
		9 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略					9 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略		
			2～4 省略						2～4 省略		
			5 当該職員の証明書の交付（第18条第3項、第29条第8項）						5 当該職員の証明書の交付（第18条第3項、第29条第7項）		
			6 有料老人ホームに関すること。						6 有料老人ホームに関すること。		
			(1) 設置、変更、廃止又は休止の届出の受理（第29条第1項から第3項まで）						(1) 設置等_____の届出の受理（第29条第1項、第2項_____）		
			(2) 報告の徴収及び立入検査（第29条第7項）						(2) 報告の徴収及び立入検査（第29条第6項）		
(3) 改善命令（第29条第9項）			(3) 改善命令（第29条第8項）								
10～22 省略				10～22 省略							
23 介護保険法の施行に関する事務	1・2 省略				23 介護保険法の施行に関する事務	1・2 省略					
		3 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条					3 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条				

第2項、第112条第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項)				第2項、第112条第2項、第115条の6第2項 __)			
4 指定居宅サービス事業者に関する こと。				4 指定居宅サービス事業者に関する こと。			
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知(第70 条第2項第7号の2)			—				
(3) 省略				(2) 省略			
(4) 省略				(3) 省略			
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及 び助言その他の援助(第75条の 2第1項)			—				
(6) 省略				(4) 省略			
(7) 省略				(5) 省略			
(8) 省略				(6) 省略			
(9) 措置命令(第76条の2第3 項)				(7) 措置命令(第76条の2第3 項)			
(10) 省略				(8) 省略			
5 指定居宅介護支援事業者に関する こと。				5 指定居宅介護支援事業者に関する こと。			
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知(第79 条第2項第6号の2)			—				
(3) 省略				(2) 省略			
(4) 省略				(3) 省略			
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及 び助言その他の援助(第82条の 2第1項)			—				
(6) 省略				(4) 省略			
(7) 省略				(5) 省略			
(8) 省略				(6) 省略			
(9) 省略				(7) 省略			
(10) 省略				(8) 省略			
6 指定介護老人福祉施設に関する こと。				6 指定介護老人福祉施設に関する こと。			
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知(第86 条第2項第5号の2)			—				
(3) 省略				(2) 省略			
(4) 省略				(3) 省略			
(5) 省略				(4) 省略			
(6) 便宜の提供に係る連絡調整及 び助言その他の援助(第89条の 2第1項)			—				
(7) 省略				(5) 省略			
(8) 省略				(6) 省略			

(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 措置命令（第91条の2第3項_____）			
(12) 省略			
7 介護老人保健施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知（第94条第3項第7号の2）			—
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 変更、廃止、休止又は再開の届出の受理（第99条）			
(7) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第99条の2第1項）			—
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			
(15) 死亡又は失そう_____の届出の受理（第105条、医療法第9条第2項）			
(16) 省略			
(17) 省略			
8 指定介護療養型医療施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知（第107条第3項第6号の2）			—
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第111条の2第1項）			—
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			

(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 措置命令（第91条の2第3項、第4項）			
(10) 省略			
7 介護老人保健施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 省略			
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 変更_____の届出の受理（第99条）			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 休止、廃止、再開等の届出の受理（第105条、医療法第9条_____）			
(14) 省略			
(15) 省略			
8 指定介護療養型医療施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 省略			
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			

(12) 省略			
(13) 省略			
9 指定介護予防サービス事業者に関すること。			
(1) 省略			
(2) 指定の更新（第70条の2第1項、第115条の11）			
(3) 聴聞決定予定日の通知（第115条の2第2項第7号の2）			—
(4) 省略			
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の6第1項）			—
(6) 報告の徴収及び立入検査（第115条の7第1項）			
(7) 勧告（第115条の8第1項）			
(8) 勧告に従わない旨の公表（第115条の8第2項）			
(9) 措置命令（第115条の8第3項）			
(10) 指定の取消し等（第115条の9第1項）			
10 業務管理体制の整備に関すること。			
(1) 届出の受理（第115条の32第2項第1号、第3項、第4項）			—
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の33第1項）			—
(3) 報告の徴収及び立入検査の要請（第115条の33第3項）			—
(4) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の33第4項）			—
(5) 勧告（第115条の34第1項）			—
(6) 勧告に従わない旨の公表（第115条の34第2項）			—
(7) 措置命令（第115条の34第3項）			—
(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の34第5項）			—
11 省略			
12 指定地域密着型サービス事業者に関すること。			

(10) 省略			
(11) 省略			
9 指定介護予防サービス事業者に関すること。			
(1) 省略			
(2) 指定の更新（第70条の2第1項、第115条の10）			
(3) 省略			
(4) 報告の徴収及び立入検査（第115条の6第1項）			
(5) 勧告（第115条の7第1項）			
(6) 勧告に従わない旨の公表（第115条の7第2項）			
(7) 措置命令（第115条の7第3項）			
(8) 指定の取消し等（第115条の8第1項）			
10 省略			
11 指定地域密着型サービス事業者に係る市町からの届出の受理（第78条の2第2項）			—

	(1) <u>市町からの届出の受理（第78条の2第2項、第78条の11）</u>			—					
	(2) <u>便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第78条の6第2項）</u>			—					
	13 省略					12 省略			
	14 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者に関すること。</u>					13 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理（第115条の18）</u>			—
	(1) <u>便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の16第2項）</u>			—					
	(2) <u>市町からの届出の受理（第115条の20）</u>			—					
	15 <u>指定介護予防支援事業者に関すること。</u>								
	(1) <u>便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の26第2項）</u>			—					
	16 省略					14 省略			
	17 省略					15 省略			
18 省略				16 省略					
24～27 省略				24～27 省略					
備考 省略				備考 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(47)の6 省略</p> <p>(47)の7 <u>介護保険法第24条第3項（第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項、第115条の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(48)～(51) 省略</p> <p>(51)の2 <u>介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関すること（同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。）。</u></p> <p>(51)の3 省略</p> <p>(51)の4 <u>介護保険法第70条第2項第7号の2の規定に基づく指定居宅サービス事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。</u></p> <p>(51)の5 省略</p> <p>(52) 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(47)の6 省略</p> <p>(47)の7 <u>介護保険法第24条第3項（第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項及び第115条の6第2項</u> _____ <u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(48)～(51) 省略</p> <p>(51)の2 <u>介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関すること（同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。）。</u></p> <p>(51)の3 省略</p> <p>(51)の4 省略</p> <p>(52) 省略</p>

52の2 介護保険法第75条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

53～53の5 省略

53の6 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定に係る市町からの届出の受理に関すること。

53の7 省略

53の8 介護保険法第78条の6第2項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

53の9 介護保険法第78条の11の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定等に係る市町からの届出の受理に関すること。

53の10 介護保険法第79条第2項第6号の2の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

53の11 省略

54 省略

54の2 介護保険法第82条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

55～55の5 省略

55の6 介護保険法第86条第2項第5号の2の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

55の7 省略

55の8 省略

55の9 省略

55の10 介護保険法第89条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

56～56の4 省略

56の5 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

56の6 省略

56の7 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること（同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。）。

56の8 介護保険法第94条第3項第7号の2の規定に基づく介護老人保健施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

56の9 省略

56の10 省略

56の11 省略

56の12 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること（同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。）。

56の13 介護保険法第99条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

56の14 省略

56の15 省略

56の16 省略

56の17 省略

53～53の5 省略

53の6 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者_____に係る市町からの届出の受理に関すること。

53の7 省略

53の8 省略

54 省略

55～55の5 省略

55の6 省略

55の7 省略

55の8 省略

56～56の4 省略

56の5 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを_____を除く。）。

56の6 省略

56の7 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること_____。

56の8 省略

56の9 省略

56の10 省略

56の11 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更_____の届出の受理に関すること_____。

56の12 省略

56の13 省略

56の14 省略

56の15 省略

56の18 省略

56の19 省略

56の20 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関する事(同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。)

56の21 介護保険法第105条において準用する医療法第9条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者の死亡又は失そうの届出の受理に関する事。

56の22 省略

56の23 省略

56の24 介護保険法第107条第3項第6号の2の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関する事。

56の25 省略

56の26 省略

57・57の2 省略

57の3 介護保険法第111条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関する事。

57の4 省略

57の5 省略

57の6 省略

57の7 省略

57の8 省略

57の9 省略

57の10 介護保険法第115条の2第2項第7号の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関する事。

57の11 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事(同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。)

57の12 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関する事。

57の13 介護保険法第115条の7第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

57の14 介護保険法第115条の8第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関する事。

57の15 介護保険法第115条の8第2項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関する事。

57の16 介護保険法第115条の8第3項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する措置命令に関する事(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)

57の17 介護保険法第115条の9第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関する事(同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。)

57の18 介護保険法第115条の11の規定において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関する事。

57の19 介護保険法第115条の16第2項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関する事。

57の20 介護保険法第115条の20の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関する事。

56の16 省略

56の17 省略

56の18 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関する事

56の19 介護保険法第105条において準用する医療法第8条の2第2項及び第9条の規定に基づく介護老人保健施設の休止、再開、廃止等の届出の受理に関する事。

56の20 省略

56の21 省略

56の22 省略

56の23 省略

57・57の2 省略

57の3 省略

57の4 省略

57の5 省略

57の6 省略

57の7 省略

57の8 省略

57の9 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事(同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。)

57の10 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

57の11 介護保険法第115条の7第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関する事。

57の12 介護保険法第115条の7第2項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関する事。

57の13 介護保険法第115条の7第3項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する措置命令に関する事(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)

57の14 介護保険法第115条の8第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関する事(同法第115条の9の規定に基づく公示を除く。)

57の15 介護保険法第115条の10の規定において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関する事。

57の16 介護保険法第115条の18の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関する事。

- 57の21 介護保険法第115条の26第2項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。
- 57の22 介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- 57の23 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- 57の24 介護保険法第115条の32第4項の規定に基づく介護サービス事業者の区分の変更の届出の受理に関すること。
- 57の25 介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。
- 57の26 介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。
- 57の27 介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。
- 57の28 介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。
- 57の29 介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。
- 57の30 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及

び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の31 介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者が措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。

(58)～(78) 省略

4～6 省略

(58)～(78) 省略

4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。